## 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス新旧 対照表

(下線部が改正箇所)

松言に	76-T-3%	14工芸
箇所	改正後	改正前
6、7ページ	規則第三条 令第一条第七号の個人情	規則第三条 令第一条第七号の個人情
Ⅱ 用語の定	報保護委員会規則で定める文字、番	報保護委員会規則で定める文字、番
義	号、記号その他の符号は、次の各号	号、記号その他の符号は、次の各号
2. 個人識別	に掲げる証明書ごとに、それぞれ当	に掲げる証明書ごとに、それぞれ当
符号(法第2	該各号に定めるものとする。	該各号に定めるものとする。
条第2項)	一 令第一条第七号イに掲げる証明	一 令第一条第七号イに掲げる証明
規則第三条及	書 国民健康保険法(昭和33年	書 同号イに掲げる証明書の記
び第四条引用	法律第192号)第百十一条の二	号、番号及び保険者番号
部分	第一項に規定する保険者番号及び	
	被保険者記号・番号	
	二 令第一条第七号ロに掲げる証明	二 令第一条第七号ロ及びハに掲げ
	書 高齢者の医療の確保に関する	る証明書 同号ロ及びハに掲げる
	法律(昭和57年法律第80号)	証明書の番号及び保険者番号
	第百六十一条の二第一項に規定す	
	る保険者番号及び被保険者番号	
	三 令第一条第七号ハに掲げる証明	
	   規則第四条 令第一条第八号の個人情	   規則第四条 令第一条第八号の個人情
	   報保護委員会規則で定める文字、番	   報保護委員会規則で定める文字、番
	   号、記号その他の符号は、次に掲げ	号、記号その他の符号は、次に掲げ
	るものとする。	るものとする。
	− 健康保険法(大正11年法律第	一 健康保険法施行規則(大正15
	70号)第三条第十一項に規定す	年内務省令第36号)第四十七条
	る保険者番号及び同条第十二項に	第一項及び第二項の被保険者証の
	規定する被保険者等記号・番号	記号、番号及び保険者番号
		二 健康保険法施行規則第五十二条
		一 <u> </u>
		男人で保険者番号
	二~九(略)	<u> </u>
		十 国民健康保険法施行規則(昭和

33年厚生省令第53号)第七条 の四第一項に規定する高齢受給者 証の記号、番号及び保険者番号 十一~二十 (略)

7ページ Ⅱ 用語の定 義

2. 個人識別 符号(法第2 条第2項) 本文 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条から第4条までに定められており、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に係るものについては、保険者番号及び被保険者記号・番号が該当する。

したがって、当該 保険者番号及び被保 険者記号・番号 のいずれもが含まれる情報は、個人情報となる。 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。

具体的な内容は、政令第1条及び個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条から第4条までに定められており、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に係るものについては、被保険者証及び高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号が該当する。

したがって、当該<u>記号、番号及び保険</u> <u>者番号</u>のいずれもが含まれる情報は、個 人情報となる。